

大川広域行政組合視聴覚ライブラリーに関する規則

〔 昭和53年 6月21日 〕
規 則 第 4 号

改正 平成14年 3月29日規則第 6号 平成15年 4月 1日規則第 3号
平成16年 3月24日規則第 1号 平成22年 3月25日規則第 2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大川広域行政組合視聴覚ライブラリー設置条例（昭和53年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第5号）に基づき、大川広域行政組合視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(諮問事項)

第2条 管理者は、次の事項について視聴覚ライブラリー専門委員会に諮問するものとする。

- (1) 視聴覚ライブラリーの年間事業計画に関すること。
- (2) 視聴覚機材、教材の購入に関すること。
- (3) 視聴覚ライブラリーの整備計画に関すること。

(利用の対象)

第2条の2 管理者は、次の各号に掲げるものに対して視聴覚機材、教材の貸出又は利用をさせることができる。

- (1) 官公署
- (2) 学校、他の公民館、図書館
- (3) 社会教育関係団体
- (4) その他管理者が適当と認める機関又は団体等

(利用の制限)

第2条の3 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、視聴覚機材・教材の貸出を拒否し、若しくは利用を制限することができる。

- (1) 視聴覚ライブラリーの運営上支障があると管理者が認める場合
- (2) その他管理者が不適当と認めた場合

(利用手続)

第3条 視聴覚ライブラリーの管理する視聴覚機材、教材を利用しようとする者は、視聴覚機材・教材利用申込書（別記様式）を管理者に提出して利用承認を受けなくてはならない。

- 2 視聴覚機材、教材の使用期間は7日以内とする。
- 3 利用者は、使用期間最終日までに返納しなければならない。返納に際しては異常の有無を点検して管理者に報告するものとする。
- 4 利用者は、この規則に違反して返納を遅らせたり、又は他人に貸与してはならない。

(弁償)

第4条 利用者が故意又は重大な過失により、その利用した機材教材を棄損し、又は滅失したときは、管理者は、当該利用者に損害の実費を弁償させることができる。

(事業計画の周知)

第5条 事務職員は、管理者の承認を得て四半期毎に事業計画を学校、社会教育施設その他関係機関に周知しなければならない。

(事業報告)

第6条 事務職員は、年度終了後速やかに視聴覚ライブラリーの利用状況等について管理者に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月29日規則第6号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月1日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日規則第2号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式に係る経過措置)

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1条から第4条、第6条、第10条及び第11条、第13条、第17条及び第18条、第21条及び第22条、第24条並びに第26条の規則の規定により作成した様式で、現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

別記様式（第3条関係）

| 管理者 | 事務局長 | 事務局次長 | | 係 |
|---|--|-------|------|--------|
| | | | | |
| 視聴覚機材・教材利用申込書 | | | | No. |
| 年 月 日 | | | | |
| 大川広域行政組合管理者 殿 | | | | |
| 大川広域行政組合視聴覚ライブラリー所管の機材・教材のうち下記のものを利用したいので申し込みます。 | | | | |
| 団 体 名 等 | | | | |
| 住所・電話番号 | | | | |
| 使用責任者又は申込者氏名 ㊟ | | | | |
| 使用目的 | | | | |
| 使用期間 | 年 月 日 から 年 月 日まで | | | |
| 使用場所 | | | | |
| 利用機材 | 1 16ミリ映写機 (①EX-3500s, ②EX-3000s) 2 スライド映写機 3 液晶プロジェクター (①YOKOGAWA, ②NEC) 4 スクリーン (①ファーストスクリーン, ②スクリーン, ③高感度スクリーン, ④60インチ偏光PC-PJ904, ⑤60インチ偏光THE-VLPS60) 5 16ミリフィルム (本) 6 ビデオテープ (本) 7 その他の機材 () | | | |
| 対 象 者 | 園児・児童・生徒・学生・婦人・老人・その他 () | | | |
| 教材の題名等 | 番号 | 題 名 等 | 上映回数 | 延べ視聴人数 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 返却年月日 | 年 月 日 | | 受領者印 | |
| 返却時所見 | | | | |

- ※ 1 機材・教材の使用に際しては、学校教育、社会教育以外のことには使用しないこと。
2 返却時所見欄は、返却機材・教材の状況について利用者が記入する。
3 利用中に、機材及び教材等の取扱いには十分注意してください。破損や紛失については、大川広域行政組合視聴覚ライブラリーに関する規則第4条の規定に基づき、相当の実費を弁償して頂く場合があります。